

日中サービス支援型共同生活援助 事業計画書【新規指定時】

Ver.2026/3

記入日 令和8年4月6日

事業者名 株式会社 Mii

区分	記入欄									
1 基本情報	事業所名	アイダーホーム町田			2 人員配置 ※1ヶ月分のシフト表(想定)を添付してください。	管理者	1人			
	開所予定日	2026年				サービス管理責任者	1人(非常勤)			
	所在地	東京都町田市図師町字三号603番8				日中	世話人		生活支援員	
	物件所有	賃貸					常勤	0人	常勤	2人
	定員数(共同生活援助)	14人(男性 14人)				非常勤	5~10人	非常勤	1~2人	
	定員数(短期入所)	2人(男性 2人)				夜間	夜間支援従事者			
	主たる対象者	知的 身体 精神 難病等					常勤		非常勤	0人
	ユニットの内訳	定員数の内訳				非常勤			5~10人	
	ユニット名:アイダーホーム図師A(仮)	7人(男性 7人)				専門職	看護師			
	ユニット名:アイダーホーム図師B(仮)	7人(男性 7人)					有(非常勤 1人)			
					その他					
	事業を開始する目的や理由	当法人ではこれまで包括型グループホームの運営を通じて支援を行ってまいりましたが、日中の支援体制の不足や重度の障害を有する方への継続的な支援の必要性、ご家族の介護負担の増大に加え利用者の高齢化といった課題が明らかとなっております。また、地域においては重度の障害を有する方の受け入れ先が限られており安心して生活できる場の確保が求められています。これらの課題を踏まえ、日中活動と生活支援を一体的に提供する日中サービス支援型グループホームを開設し重度の方や高齢化にも対応可能な支援体制の構築を図ります。あわせて、レスパイト機能や緊急時の受け入れにも対応し、在宅生活の継続を支える環境整備を目的とします。								
	町田市(当地域)に開設する理由	当法人が運営するアイダーホーム忠生においては、重度の障害を有する方からの入居に関する問い合わせが多く寄せられておりますが受け入れ体制の制約により十分に対応できていない現状があります。また、町田市内においては重度の障害を有する方が入居可能なグループホームが限られており受け皿不足が課題となっています。このような状況を踏まえ、地域ニーズに応えるとともに重度の障害を有する方が安心して生活できる場を確保するため町田市において日中サービス支援型グループホームを開設するものです。								
	3 利用者状況 (想定)	主な障がい種別と利用者人数					介助ニーズが高い方の受入れ			
身体		2人	日中の活動場所(内訳)			☒ 車椅子利用者 ☒ 重度重複障がい者 ☒ 強度行動障がいのある者				
			①GH内	1人	②GH外(日中の通所先有)					
知的		10人	日中の活動場所(内訳)							
			①GH内	5人	②GH外(日中の通所先有)					
精神		人	日中の活動場所(内訳)							
			①GH内	人	②GH外(日中の通所先有)	人				
難病等	2人	日中の活動場所(内訳)								
		①GH内	1人	②GH外(日中の通所先有)	1人					
障害者支援区分の平均					区分5					
町田市民の想定割合					利用者の見込のうち町田市民の割合: 100 %					

区分	No.	項目	記入にあたって	記入欄
4 運営状況	1	日中の支援内容	①日中の支援プログラムの内容についてにご記入ください。 ②ホーム内での余暇や外出、イベントなどの余暇支援についてご記入ください。 ※利用者の1日の流れ(想定)を添付してください。	日中については、利用者の状況に応じて生活介護や就労継続支援等の通所先の利用を基本とし、安定した日中活動の継続を支援する。一方で、通所が困難な利用者や体調不良等により事業所で過ごす利用者については、個々の障害特性や心身の状態に配慮し事業所内において日中支援を実施する。具体的には、日常生活支援や室内活動に加え敷地内における野菜作り等の軽作業を取り入れ無理のない範囲で活動機会を提供する。 また、散歩や公園への外出等を通じて身体活動や気分転換の機会を確保する。さらに、季節行事や誕生日会等のイベントを月1回以上実施し楽しみや生活のメリハリにつながる支援を行う。日々のルーティンを重視し、安心して過ごせる環境づくりを行うことで生活リズムの維持および情緒の安定を図る。なお、関係機関や家族と連携しながら利用者一人ひとりに適した日中活動の確保および支援内容の調整を行う。
	2	食事提供	①食事内容(弁当／調理、調理の場合はその方法)、②栄養士の有無、③健康配慮への工夫についてご記入ください。	食事については、全て手作りにて提供し、家庭的で温かみのある食事提供を行う。栄養バランスに配慮し、主食・主菜・副菜をきほんとした献立とし利用者の健康状態や嗜好に応じた工夫を行う。また、アレルギーや持病、嚥下状態等に応じた個別対応を行う。 現時点では専任の栄養管理士は配置していないが、今後検討していく。 さらに、日々の体調確認や服薬確認と併せて健康状態の把握に努め必要時には医療機関と連携する体制を整える。
	3	日々の健康管理	①日々の健康チェック方法、②服薬管理、③通院同行についてご記入ください。	『健康管理チェックシート』 体温測定・顔色確認・食欲・活動レベルの確認・利用者本人のからの体調申告 『服薬管理』 服薬セット時に担当者とは別の職員が薬の種類・数量・時間を確認(ダブルチェック)。その後、担当者が服薬介助または服薬確認を行う。服薬実施後は記録を行う。 『通院同行』 通院予定は事前に把握・管理。必要に応じて職員が同行。通院結果や指示内容については記録。職員間で共有。 必要に応じて保護者(家族)へも情報共有を行う。
	4	医療との連携体制	①医師や看護師、②医療機関との連携についてご記入ください。	①利用者の健康管理については、サービス管理責任者が看護師資格を有しており必要に応じて専門的視点からの助言・指導を受けられる体制を整える。なお常勤ではないが、必要時には速やかに連絡・相談ができる体制を確保。日常的な体調確認については職員間で情報共有を行い、利用者の健康状態の把握に務める。 ②医師および医療機関との連携については、必要に応じて受診調整や情報共有を行い適切な医療支援につなげる体制を整える。緊急時には速やかに医療機関へ連絡し、必要に応じて救急対応を行う。
	5	体調の急変や事故等の緊急対応の方法	健康面に関する緊急対応についてご記入ください。	利用者の健康面に関する緊急時には、職員が速やかに状態観察を行い緊急性の判断を行う。必要に応じて医療機関への連絡や救急要請を行い、迅速な対応を実施する。あわせて、家族および関係機関へ速やかに状況報告を行う。 日頃から利用者の既往歴や服薬状況、健康状態について職員間で共有し緊急時に備える。 サービス管理責任者は看護師資格を有しており、必要に応じて専任的助言を受けながら対応する体制を整える。なお、常勤ではないため不在時においても統一した対応ができるよう緊急時対応手順の共有および職員への周知徹底を図る。

6	他の障害福祉サービス事業所との連携方法	どのような事業所との連携を計画しているか、事業所名も含めてご記入ください。	他の障害福祉サービス事業所との連携については、今後積極的に行っていく予定。 開設前においては、日中支援を実施している他事業所に協力を依頼し職員研修の一環として見学や実地研修の機会を設けることを検討している。これにより、支援技術や対応方法の向上を図り、質の高い支援提供につなげていく。 また、開設後においても通所先や相談支援事業所等と連携し情報共有や支援方針の調整を行いながら利用者一人ひとりに適した支援を提供する体制を整える。
7	地域との交流	地域との関わり方、イベント参加等についてご記入ください。	地域との交流については、利用者が地域の一員として安心して生活できるよう、無理のない範囲で関わりを持つことを大切にする。 日常的に、散歩や買い物等を通じて地域との自然な関わりを持つ機会を設ける。また、地域で開催される行事やイベント等については利用者の状況や希望に応じて参加を検討し、社会参加機会の確保に努める。 近隣住民への挨拶やマナーの徹底等を行い、地域との良好な関係構築に努める。 今後、町内会や関係機関との連携についても検討し、地域とのつながりを深めていく。
8	短期入所の運営方針	想定している利用形態や受入れ方法、ひと月あたりどの程度の利用を見込むのか等についてご記入ください。 重度で介助量の多い方は事業所から断られている実態がありますが、どのような方でも緊急時の受入れは可能ですか。	短期入所については、各棟1室を短期入所用居室として確保し利用者の受け入れを行う予定。 利用形態としては、家族の休息(レスパイト)や一時的な生活支援を目的とした利用を想定しており、利用者の状況に応じて柔軟に対応する。利用見込みについては、居室の空き状況に応じて受け入れを行うこととし、継続的な利用に加え空室時には積極的な受け入れを行う予定。 また、重度の障害を有する利用者についても、個々の状態や支援体制を踏まえたくえで受け入れを行う。緊急時の受け入れについても、可能な限り対応し関係機関と連携しながら柔軟に対応する体制を整える。
9	虐待防止のための取組み	虐待防止のための職員研修や、内部・外部でのチェック体制、その他の取組みについてご記入ください。	虐待防止については、職員に対し定期的に研修を実施。障害特性の理解や適切な支援方法、虐待防止に関する知識の向上を図り職員全体への周知徹底を行う。 内部においては、日々の支援内容について職員間で共有を行い不適切な対応が無いが相互に確認できる体制を整える。さらに、管理者およびサービス管理責任者による定期的な確認を行い、支援内容の適正化に努める。外部の視点としては、相談支援専門員や関係機関との連携を通じて、支援状況の確認や助言を受ける体制を整える。 その他、虐待防止委員会の設置や苦情・相談窓口の明確化を図り、虐待の未然防止および早期発見・早期対応に努める。
10	金銭管理	金銭管理についてご記入ください。	利用者の金銭管理については、本人の能力や希望に応じた支援を基本とし自己管理が可能な場合はその力を尊重する。自己管理が困難な場合は、家族と相談・同意を得たくえで事業所に管理を行い出納帳の記録および金銭の保管を適切に実施。 管理にあたっては、複数の職員による確認体制を整え、記録と実際の金額の照合を行うことで不正や誤りの防止に努める。 さらに、買い物等の機会を通じて金銭の取り扱いに関わる支援を行い、利用者の自立につなげる。

11	支援の質を高めるための体制や取り組み	支援を行う者の資格取得、内部研修や外部研修の受講、その他質を高める取組みについてご記入ください。	支援を行う職員については、資格取得の促進を図るとともに内部研修および外部研修への参加を通じて支援技術の向上に努める。内部研修については、障害特性の理解・虐待防止・感染症対策・支援方法をテーマに定期的実施。外部研修についても積極的に受講し、最新の知識や支援技術の習得に努める。また、研修で得た内容については職員間で共有し事業所全体の支援の質の向上につなげる。
12	近隣住民への説明	開設前における近隣住民や町内会・自治会等への説明について、想定している方法や説明状況等をご記入ください。	開設前に、近隣住民に対し管理者等が戸別訪問を行い、事業所の概要や運営方針について説明を実施する。不在の場合は、同内容を記載した挨拶文を投函する。 必要に応じて町内会と連携し、説明の場を設ける。説明にあたっては、入居者の生活状況・職員の見守り体制(夜間を含む)・騒音やゴミ出し等の地域生活における配慮事項について具体的に説明する。 また、緊急時や苦情発生時の連絡体制を明確にし迅速な対応を行うことで地域住民が安心できる運営に努める。 ※現在は開設時期が未定であるため、近隣住民への説明は実施していない。
13	運営や設備における特色や工夫	当事業所ならではの特色やアピールポイントがあればご記入ください。	当事業所では、食事は全て手作りとし家庭的で温かみのある食事提供。また、利用者とともに調理を行う機会を設けることで生活の一部として楽しみながら取り組めるよう支援。 日中活動や通所先との連携も重視しており、保護者会やイベント等への積極的参加。 さらに、季節行事や誕生日会等のイベントにも力を入れ利用者の楽しみや生活のメリハリにつながる支援。 家族の来訪については随時受け入れ可能とし、利用者の生活の様子を共有できる開かれた事業所運営を心掛ける。なお、来訪時には他利用者への配慮や生活環境の維持にも十分配慮する。
14	これまでの運営実績	他に運営実績がある場合は、サービス名と運営開始時期をご記入ください。 (例: 2019.4～包括型グループホーム2箇所、2022.4～生活介護事業所1箇所)	【放課後等デイサービス・児童発達支援施設】 ・アイダージュニア中央教室 ・アイダージュニア武庫之荘教室 ・アイダージュニア豊中教室 ・アイダージュニア西浦和教室 【障がいグループホーム】 ・アイダーホーム川口栄町(包括型、2022年度開設) ・アイダーホーム川口中青木(包括型、2022年度開設) ・アイダーホーム蕨北町(包括型、2023年度開設) ・アイダーホーム川口第二中青木(包括型、2024年度開設) ・アイダーホーム綾瀬(包括型、2024年度開設) ・アイダーホーム亀有(包括型、2024年度開設) ・アイダーホーム忠生(包括型、2024年度開設)
15	その他	あればご記入ください。	一人ひとりのペースに合わせた支援を行い、安心と楽しみの両立を大切に事業所運営を行う。

利用者の1日の流れ（ルーティンを維持しながら楽しみを組み込む支援）

当事業所では、重度の知的障害・身体障害・精神障害のある利用者に対し生活の構造化を最優先とした支援を行います。

時間帯は原則固定し、活動内容のみを調整することで安心感を確保します。

強い刺激や急な変更は避け、事前説明と視覚支援を徹底します。

【平日の流れ】

6：30 起床

- ・毎日同じ時間に同じ順序で声掛け
- ・睡眠状況確認（中途覚醒の有無、表情、発汗）
- ・バイタル確認（必要時） ・トイレ誘導またはトイレ介助
- ・おむつ交換 ・陰部洗浄（必要時）
- ・整容、更衣支援、歯磨き

7：30 朝食・服薬

- ・誤嚥防止の姿勢保持 ・食事摂取量確認 ・服薬確認及び記録
- ・水分摂取量記録 ・朝食時、飲み物2択（選べる楽しさ） ・食事介助
- ・朝食後の自然排便促進 ・排便の有無を記録 ・トイレ介助

8：30 1日の見通し提示

- ・ホワイトボード／写真、絵カードで提示
- ・『今日は散歩があります』など具体的に説明 ・変更時は必ず事前説明
- ・本人の理解度に応じて繰り返し確認

※見通しが持てないことによる不安・行動障害を予防

9：00～11：30 午前活動

月曜日から金曜日で内容を変えるが時間は同じ（案）

- ・月：近隣散歩
- ・火：音楽鑑賞＋リズム体操
- ・水：創作活動（塗り絵・など）
- ・木：室内軽運動（
- ・金：簡易ゲーム活動（絵カード合わせなど）

※終了5分前に予告し、切り替え支援

11：30 クールダウン・水便補給

・静かな音楽 ・水分補給 ・落ち着くスペースで過ごす

12：00 昼食・服薬

・朝食と同様の流れを固定

13：00～14：00 休息

・照明を落とす ・ベットで横になる ・声掛け最小限

※疲労蓄積による行動障害予防の為必ず確保

14：30 午後の活動（楽しみの時間）

安心の枠組みの中で楽しみを提供（案）

・公園散歩 ・映画鑑賞 ・タブレットや携帯で好きな動画 ・季節行事 等

※刺激が強すぎる場合は自室へ誘導

16：00 入浴

・順番固定 ・入浴前に説明 ・体調確認 ・必要時2人体制 ・水分補給

・更衣も同じ手順で実施

18：00 夕食・服薬

・朝食、昼食と同様の流れを固定

19：00 団らん

・穏やかなTV番組 ・今日の振り返り 等

20：00 就寝準備

・トイレ誘導、トイレ介助 ・更衣介助 ・就寝前服薬 ・水分補給

・就寝時間は固定

21：00 就寝

・夜間巡回 ・体位交換（必要時） ・睡眠状態確認

【休日の考え方】

休日も時間枠は変えず、午前・午後の活動内容の変更

・少し長めの散歩 ・レクリエーション ・誕生日会や季節行事 等

※ただし終了時間は必ず守る

重度支援の基本姿勢

- ① 時間構造を固定する
- ② 活動の始まりと終わりを明確にする
- ③ 事前説明と視覚支援を徹底
- ④ 疲労を溜めない
- ⑤ 刺激過多を避ける
- ⑥ 安心の中で楽しみを提供する

水分補給・排泄

- 脱水予防の為 1 日複数回の定時水分補給
- 便秘・失禁予防の為の定時排泄支援
- 排泄リズムの安定が行動安定につながる
- 水分・排泄を『偶発対応』ではなく『計画支援』として実施

強度行動障害を有する利用者への水分補給・排泄支援

当事業所では強度行動障害を有する重度利用者についても生活リズムの安定を最優先とし、予測可能で構造化された支援を実施します。

水分補給および排泄支援は、行動安定に直結する重要支援として位置付けています。

基本的考え方

- ① 突然の声掛けを行わない
- ② 必ず事前予告をする
- ③ 同じ職員が同じ順序で対応する
- ④ 拒否があった場合は一旦距離を取り再提示する
- ⑤ 無理に実施せずタイミングを見極める

水分補給支援の具体策

- (1) 視覚的提示
 - ・写真、絵カード、スケジュールボードで『次はお茶の時間』と事前提示
 - ・タイマーを使用し予告 ※突然の介入による不穏を予防
- (2) 環境調整
 - ・刺激の少ない静かな場所で実地
 - ・コップや容器は毎回同じものを使用。
 - ・席を固定 ※変化による混乱を防止

(3) 拒否時の対応

- ・一度下げ、5 分後に再提示
- ・量を減らす
- ・好みの温度へ調整
- ・好きな飲み物で代用
- ※強制はしない

(4) 過飲・拒水への対応

- 過飲傾向がある場合 →
 - ・提供量を計量カップで管理
 - ・『ここまで』と視覚的に示す
- 拒水傾向がある場合 →
 - ・ゼリー飲料で代替
 - ・食事時の汁物で補充

排泄支援の具体策

(1) 事前予告

- ・『あと 5 分でトイレ』と視覚提示
- ・決まったフレーズで声掛け
- ※切り替え困難を軽減

(2) 手順の固定

- ・トイレへ移動
- ・ドアを閉める
- ・ズボンを下げる
- ・座る
- ※毎回同じ順番で支援

(3) 感覚過敏への配慮

- ・照明を落とす
- ・換気扇音を最小限にする
- ・便座カバーを使用

(5) 排泄拒否・座位拒否時

- ・無理に座らせない
- ・一度終了し再度定時に誘導
- ・成功体験を積む

(6) 失禁時の対応

- ・叱責しない
- ・速やかに清拭
- ・皮膚状態確認
- ・職員間で情報共有
- ※自己肯定感を損なわない支援

行動障害予防との関連

以下の状態は行動悪化の前兆として観察します

- ・水分摂取量の急激な減少
- ・排便 3 日以上なし
- ・排尿回数増減
- ・腹部膨満
- ・落ち着きのなさ
- ※これらを早期に把握し、医療機関と連携します

専門性の明確化

- ・強度行動障害に配慮した予告支援
- ・環境調整による刺激軽減
- ・強制しない段階的支援
- ・水分、排泄を行動安定要因として管理
- ・記録に基づく評価、改善

町田	1	8 : 00~17 : 00	3	17 : 00~8 : 00
予定	2	11 : 00~20 : 00		
図師	1) 日勤 2) 中番 3) 夜勤			

※管理者、サービス管理責任者は別

2026年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
〇月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
A	1	3	休	1	2	3	休	1	1	3	休	1	1	3	休	1	3	休	1	1	3	休	1	3	休	1	2	3	休	1	3
B	1	3	休	1	2	3	休	1	1	3	休	1	3	休	1	2	3	休	1	2	3	休	1	3	休	1	3	休	1	2	3
C	1	3	休	1	3	休	3	休	1	1	3	休	1	3	休	1	2	3	休	1	3	休	1	2	3	休	1	1	3	休	1
D	1	3	休	1	3	休	3	休	1	2	3	休	1	3	休	1	2	3	休	1	3	休	1	2	3	休	1	3	休	1	3
E	2	2	3	休	1	2	3	休	2	2	3	休	1	2	3	休	1	3	休	1	2	3	休	1	2	3	休	1	2	3	休
F	2	2	3	休	1	3	休	1	2	3	休	1	3	休	1	2	3	休	1	3	休	1	2	3	休	1	2	3	休	1	2
G	3	休	1	3	休	1	1	2	3	休	2	2	3	休	1	3	休	1	3	休	1	2	3	休	1	2	3	休	1	2	3
H	3	休	1	3	休	1	1	1	3	休	2	2	3	休	1	3	休	1	3	休	1	2	3	休	1	2	3	休	1	3	休
I	3	休	1	3	休	1	2	3	休	3	休	1	1	3	休	1	3	休	2	3	休	1	3	休	1	3	休	1	2	3	休
J	3	休	1	3	休	1	2	2	3	休	3	休	2	2	3	休	1	3	休	2	2	3	休	1	2	3	休	1	3	休	1
K	休	1	3	休	1	2	3	休	3	休	1	3	休	1	3	休	1	2	3	休	1	3	休	1	3	休	1	3	休	1	2
N	休	1	3	休	1	3	休	3	休	1	1	3	休	1	3	休	1	2	3	休	1	3	休	1	3	休	1	2	3	休	1
M	休	1	2	2	3	休	1	3	休	1	1	3	休	1	2	3	休	1	2	3	休	1	3	休	1	3	休	2	3	休	1
L	休	1	2	2	3	休	1	3	休	1	1	3	休	1	2	3	休	1	1	3	休	1	2	3	休	1	3	休	1	3	休